

申3号

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく 時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する申し入れ

提出!!

本部は、「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」に関する申し入れを本日行いました。

2015年度は連続して発生していた36協定違反は発生していない一方、2014年度実績と比較して時間外労働平均は増加傾向にあり、車掌職の休日勤務、時間外労働は増加し、設備部門や企画部門では、連続して発生している事故対応により緊急点検、調査等の影響で通常の業務もままならない状況が依然としてつくり出されています。さらに駅の業務委託の拡大により、営業職場では管理体制の変更等、組合員一人ひとりに対する負担も大きくなり、時間外労働だけではなくメンタルヘルスの重要性も増しています。

特に、車掌職の要員不足は顕著に表れ、運転士から車掌への部内運用など、その場しのぎとも言わざるを得ない対応策となっています。

鉄道事業者の使命は、鉄道を安全かつ正常に運行することであり、安全をも脅かしかねない事態は早急に是正が必要です。本部は問題の解決に向け精力的に団体交渉を行っていきます。



□申し入れ項目（全7項目）

1. 時間外労働及び休日勤務について、本部・本社間で協定を締結している8事業所及び支社別の実績を明らかにすること。
2. 2016年7月1日現在の標準数および現在員数、労働条件に関する協約7条（平成27年10月1日締結）に該当する社員数を支社別、系統別に具体的に明らかにすること。また、研修、出張の実数を支社別、系統別に具体的に明らかにすること。
3. 全系統に常態化する要員不足を解消し、年次有給休暇、育児休職等の制度を活用した場合においても正常な業務運営がおこなえる適正要員を確保すること。また、業務を逼迫させる研修・出張はおこなわないこと。
4. フレックスタイム制の活用状況を明らかにすること。また、限度時間延長に際して、事前協議を行うとともに2ヶ月連続で限度時間延長を発生させないこと。
5. 厚生労働省が定める過労死認定基準80時間を上回る法定外の時間外労働が発生していることから、第3条（1）に定められている1箇月45時間までの延長を35時間までの延長とすること。
6. 厚生労働省が定めるストレスチェック制度の実施にあたり、対象の労働者へ安全衛生委員会等を通じて承知をおこなうとともに、事業者に対して実施が求められていることから時間外労働として取り扱うこと。
7. 36協定の締結期間は、4月1日から3月31日の一年間とすること。なお、今締結期間においては、暫定的に8月1日から3月31日までとすること。

全系統に常態化する要員不足解消に向け
36協定の趣旨を徹底し「安全・健康・ゆとり」のある職場を創り出そう!